

市町村の消防の広域化について

消防は、火災や地震などの災害から住民の生命・財産を守り、地域の安全・安心を確保することを任務としています。

しかし、近年の災害の大規模化や住民ニーズの多様化などの環境変化や今後ますます進展すると考えられる人口の高齢化などに的確に対応し、消防がより大きく強力な体制のもとで活躍することが求められています。

このようななかで、平成 18 年 6 月に消防組織法が改正され、富山県においても、今後の消防のあるべき姿を踏まえた消防広域化推進のための取り組みが行なわれています。

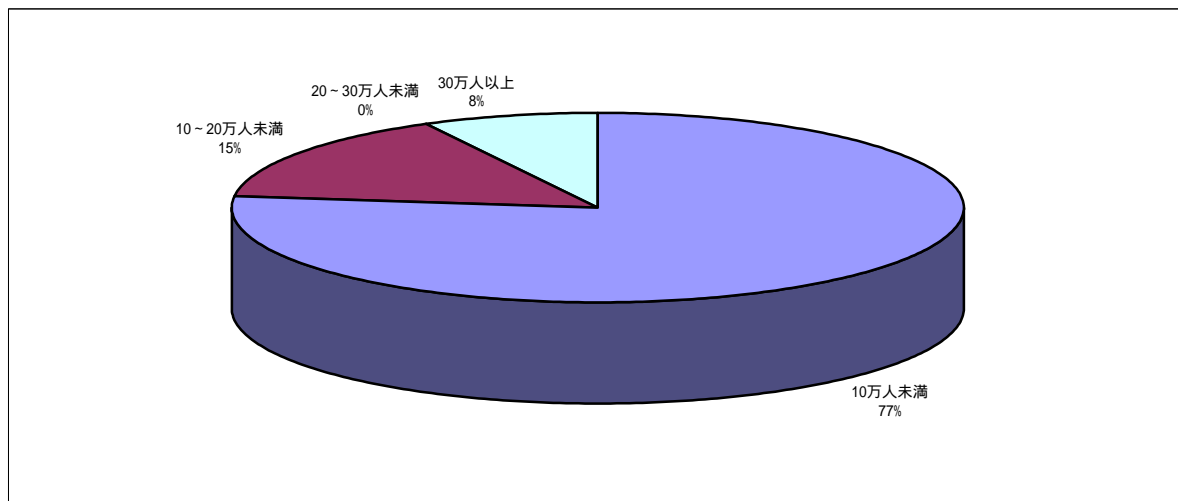
なぜ今消防の広域化なのか

1. 消防を取り巻く環境の変化

災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。消防はこの変化に的確に対応し、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。

2. 県内の消防本部の現状

管轄人口 10 万人未満の本部が 77%【全国平均 60%】 (H19.4.1 現在)



3. 人口減少時代への突入

県内の総人口 (H17: 1,112 千人) が今後も減少する一方で、高齢者人口は今後も増加すると予想されます。これに伴い、地域の防災の要となる消防団員の確保が、今後さらに大きな課題になってきます。

広域化による消防体制の充実強化

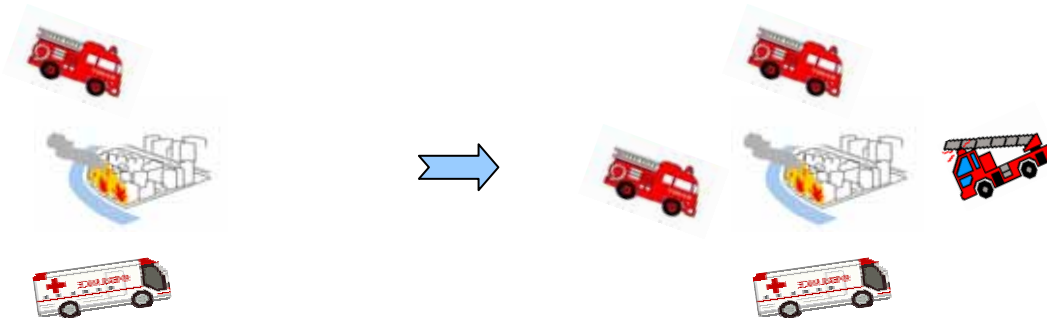
1. 広域化のメリット

(1) 住民サービスの向上

部隊数の増加

初動の消防力、増援体制の充実

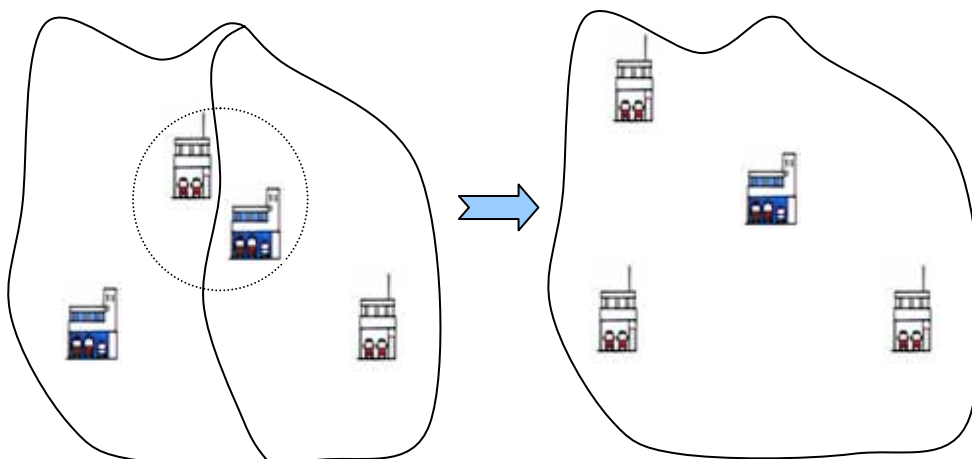
多数の部隊の統一運用により、第1次出動隊数が増加し、初動体制の強化が図れます。また、第二次出動以降の出動体制及び二次的災害に備えた補完体制の確保も可能となり、被害軽減に向けた効果的な対応が可能となります。



消防署所の配置や管轄区域の適正化

現場到着時間の短縮

消防本部の管轄地域の拡大に伴い、消防需要に応じた署所の適切配置を図ることができ、これにより、現場到着時間の短縮も期待できます。

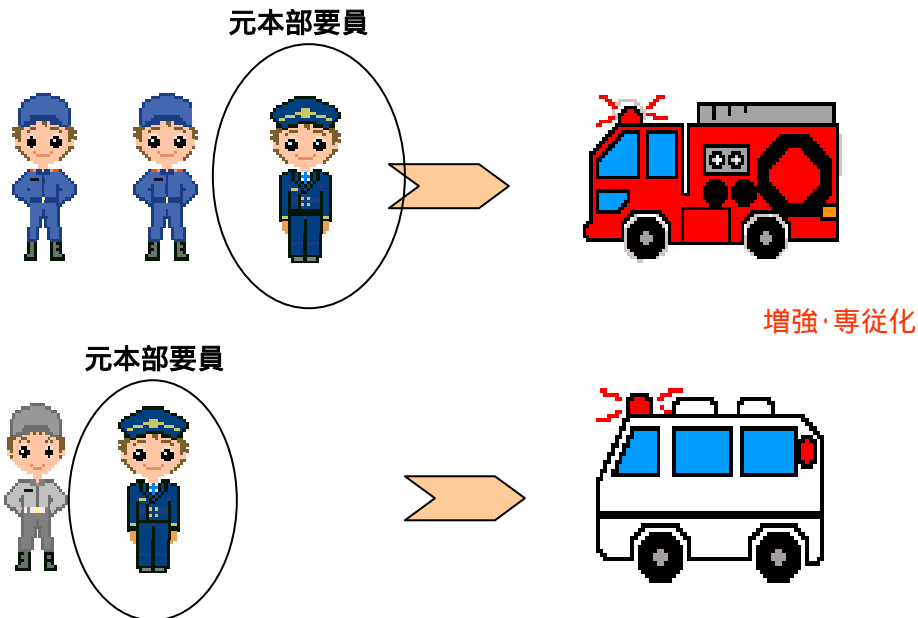


(2) 消防体制の効率化

本部要員の効率化

現場要員の増強、救急要員の養成・専従化

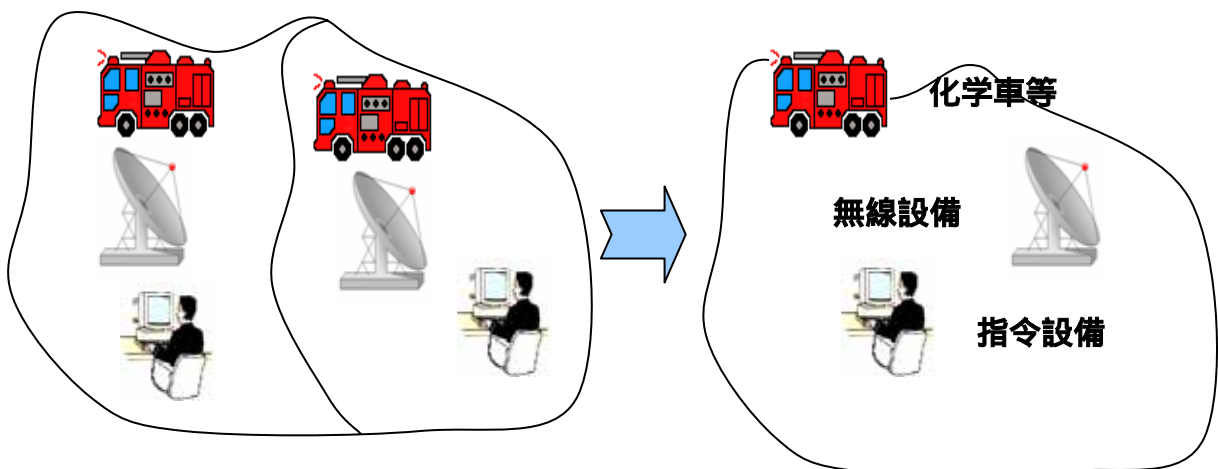
本部機能の統合により、総務部門・通信指令部門の統合が図られることで署所への人員の適正配置が可能となり、救急・救助隊員等の専任化などにより各部隊の充実強化が可能になり、専門的かつ高度な消防サービスが提供できます。



重複投資の回避

経費の節減

現状では、各消防本部ごとに、指令装置、無線設備及び特殊な車両などを設置・保有をしているが、消防本部を広域化することで重複投資を回避することが可能となります。



(3) 消防体制の基盤の強化

財政規模の拡大

高度な消防設備、施設等の整備

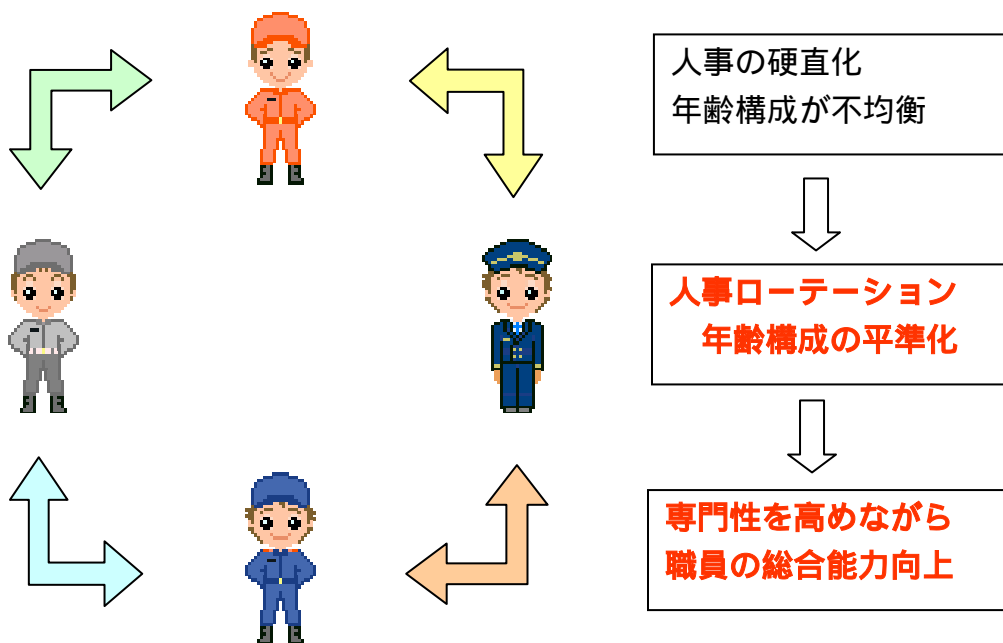
財政規模が拡大されることで、消防緊急通信指令施設に、発信地表示装置や地図検索装置等を導入することが可能となり、施設の機能の高度化を図ることを通じ、より迅速・確実な部隊運用が可能となります。さらに、特殊車両や高機能な資機材の整備が可能となり消防力の向上につながります。



組織、人員規模の拡大

適切な人事ローテーションによる組織の活性化

人事管理が多様化され、職員の年齢、勤務経験等を考慮した適材適所の職員配置が容易となるなど、第一線の消防機関である消防署所における災害対応力の充実を図ることができます。



予防業務・救急業務の高度化・専門化

本部機能が統合されることで発生する職員を現場要員として配置できることで、職員の専門化が図れます。また、予防要員も増員できることで、火災予防査察の充実やきめ細かい防火管理指導等の実施により、地域の防火安全の向上を図ることが可能となるほか、火災原因調査体制の充実等により効果的な火災予防施策も実現できます。

このほか、予防技術資格者や救急救命士など、それぞれの分野の専門職員の養成も計画的に行うことができます。



査察・違反処理専門員の育成



火災原因調査専従員の育成



救急救命士の育成

2 広域化の趣旨

スケールメリットによる現在の消防本部の課題の解消
本部部門の効率化による消防体制の充実、強化
消防団は従来どおり市町村ごとに設置し、本部との連携強化

3 今後の目指す方向

県内消防本部の8割近い10本部が小規模消防本部となっているため、まずは10万人未満の小規模消防本部の解消に重点を置きます。

富山県における検討状況

平成19年6月に設置された「富山県消防広域化推進計画検討委員会」において平成20

年3月までの富山県消防広域化推進計画策定に向け検討が進められています。

先日開催された第3回委員会において、計画（素案）が示されました。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1004/

消防広域化のスケジュール

平成20年3月までに富山県消防広域化推進計画が策定されます。平成20年4月以降は、この計画に示された広域化のエリア毎に、各市町村が合同で関係者他住民の意見を聞きながら具体的な検討準備を進め、平成25年3月までの広域化実現を目指します。

平成18年6月14日

「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行



平成18年7月12日

消防庁長官による「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示

平成19年度中

県による「消防広域化推進計画」の策定



協議機関の設置等、関係者のコンセンサスの形成
市町村の意見の聴衆
知事による市町村相互間の調整及び情報提供 等

平成20年度～

広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成



広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
消防本部の位地及び名称の決定
市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等



平成24年度末（県の推進計画策定後5年度以内）

消防の広域化の実現